

亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第12号

亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則の一部を改正する規則

亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則（平成27年亀山市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3階層の項中「16,100円」を「14,100円」に改め、同表の備考の2「当該階層の利用者負担額から1,000円を控除した額の2分の1の額」を「月額3,000円と、第4階層以上と認定された世帯については当該階層の利用者負担額から月額1,000円を控除した額」に改め、同表の備考の3中「とする。以下」の次に「この備考において」を、「半額」の次に「（第2階層と認定された世帯については、無料）」を加え、同表の備考の3（5）中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表第2第2階層の項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者」を「ひとり親世帯等」に改め、同表の備考の3中「第3階層から第8階層まで」を「第4階層と認定された世帯については無料と、第5階層及び第6階層」に、「から1,000円」を「から月額1,000円」に、「第9階層」を「第7階層」に、「当該階層の利用者負担額の2分の1の額」を「月額6,000円」に改め、同表の備考の4中「以下」の次に「この備考において」を、「半額」の次に「（第3階層と認定された世帯については、無料）」を加え、

同表の備考の４（５）中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表の備考の５中「除く」を「除き、ひとり親世帯等にあつては７７，１０１円未満の世帯とする」に改める。

別表第３第２階層の項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第６項に規定する配偶者のない者」を「ひとり親世帯等」に改め、同表の備考の３中「第３階層」を「第４階層と認定された世帯については無料と、第５階層」に、「から１，０００円」を「から月額１，０００円」に、「当該階層の利用者負担額の２分の１の額」を「月額９，０００円」に改め、同表の備考の４中「以下」の次に「この備考において」を、「半額」の次に「（第３階層と認定された世帯については、無料）」を加え、同表の備考の４（５）中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表の備考の５中「除く」を「除き、ひとり親世帯等にあつては７７，１０１円未満の世帯とする」に改める。

附 則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。